

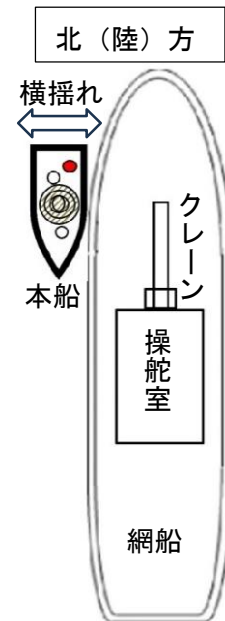
船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年11月22日 14時10分ごろ
発生場所	北海道えりも町笛舞漁港西方沖 笛舞港西防波堤灯台から真方位264° 1.6海里付近 (概位 北緯42° 02.5′ 東経143° 03.9′)
事故の概要	漁船第八丸 ^{まるかい} 海丸は、定置網の揚収作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和6年2月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八丸海丸、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-85692（漁船登録番号）、有限会社丸海漁業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波向 南、波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船外機付きの小型漁船で、船長及び乗組員2人が乗り組み、漁期を終えたさき定置網施設（以下「本件定置網」という。）の揚収作業の目的で、網船及び小型漁船（以下「作業船A」という。）と共に笛舞漁港を出港した。</p> <p>本船、網船及び作業船A（以下3隻を「定置網船団」という。）が行っていた揚収作業は、本船及び作業船Aが、定置網を海中に固定する目的で多数設置されたワイヤロープ（以下「本件ロープ」という。）を回収して網船に積み込むものである。</p> <p>定置網船団は、出港後10分ほどで本件定置網に到着し、本船及び作業船Aがそれぞれ本件ロープを回収して、船首を北（陸）方に向けて漂流中（主機は中立運転）の網船まで運び、網船の操舵室前に装備されたクレーンを使用して網船に本件ロープを積み込む手順で作業を開始した。</p> <p>船長は、本船の船体中央に回収した本件ロープを輪状にまとめて積み込んだ後、自ら操船して漂流中の網船に接近し、網船の左舷船首部に本船の左舷舷側を接舷させた後、船外機を中立運転として漂流し、待機した。</p> <p>船長は、船外機操縦レバーの少し前で、乗組員2人は、本件ロープの前後で、いずれも積み込み作業に備えて立った姿勢で待機していた。</p> <p>船長は、波浪及びうねりにより本船の船体が緩やかに動揺する状況下、立った姿勢で待機していたところ、強いうねりを受けて船体が大</p>

大きく横揺れした際、体勢を崩し、よろけて左舷舷側の上端に左手を突き、本船の左舷舷側と網船の左舷船首部外板との間に、ゴム手袋をつけた左手の薬指と中指が挟まれた。(図1参照)



* 本船の●は船長、○は乗組員

図1 本事故時の状況(概要)

本船の乗組員は、船長が痛みにより発した声に気づき、船長のゴム手袋を脱がせて負傷状況を確認したところ、大量に出血した状態であった。

定置網船団の船舶所有会社代表者(以下「船主」という。)は、網船で乗組員として作業に当たっていたところ、本事故の発生に気付いて本船に移乗し、本船の乗組員に直ちに帰港するよう指示を与え、帰港途中に携帯電話で救急車の手配を要請した。

船長は、本船が帰港後、救急車により札幌市内の病院に移送され、左環指完全切断及び左中指挫創と診断されて約1か月間の入院加療を受けた。

船長が挟まれた左舷舷側は、上端の高さが船底から約50cmであった。

船長は、カップ上下、ゴム長靴、ゴム手袋、キャップ型の帽子を着用し、固型式のベスト型救命胴衣を装着していた。

船長は、定置網漁の経験が約7年あるほか、自身の所有する船外機付き漁船でこんぶ漁に従事しており、定置網漁の作業及び小型漁船の操船に慣れていた。

本事故当日は、風力4の風が吹く状況であったが、他の定置網でも僚船により定置網の回収作業が行われており、作業に支障を感じる気象、海象ではなかった。

船主は、ふだんから自社に所属する漁船員に対して、船同士が接近して作業する際は、手足等が挟まれることがないように注意する旨を指

	導していた。
分析	<p>本船は、本件定置網の揚収作業中、網船の左舷船首部に左舷舷側を接舷させて漂泊し、本件ロープの積込みに備えて待機していたところ、船長が、船外機付近に立った姿勢で待機していたことから、強いうねりを受けて船体が横揺れした際、体勢を崩し、よろけて左舷舷側上端に左手を突き、本船の左舷舷側と網船の左舷船首部外板との間に左手の薬指と中指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件ロープの積込みに備え、舷側のそばとなる船外機付近で、立った姿勢で待機していたものと考えられるが、船体動揺に備え、しゃがみ込む等の安定した姿勢で待機していた場合、体勢を崩す事態を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件定置網の揚収作業中、網船の左舷船首部に本船の左舷舷側を接舷させて漂泊していたところ、船長が本件ロープの積込み作業に備え、舷側付近に立っていたため、本船がうねりを受けて船体が横揺れした際に体勢を崩して左舷舷側に手を突き、本船の左舷舷側と網船の左舷船首部外板との間に左手が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船に接舷した状態で甲板作業等に従事する乗組員は、波浪等で船体が動揺した際に、体勢を崩して舷側に手を突くことがないよう注意し、できるだけ安定した姿勢を保つこと。